# 2023年度　裁判所事務官（一般職）
# 専門記述（憲法）
# 講評＆解答例

LEC 東京リーガルマインド

0 001112 227255
KL22725

頒布・複写を禁じます

## 問　題

報道の自由の意義について説明した上で、取材の自由について論ぜよ。

## 論　点

1　報道の自由の意義

2　取材の自由の意義

3　取材の自由の制限

(1) 公正な裁判の実現の要請

(2) 法廷における写真撮影、録音等の制限

(3) 取材源の秘匿

## 解答例

1　報道の自由の意義

報道の自由とは、表現行為のうち事実を伝達する行為の自由をいう。現代社会において、民主主義を維持・発展させるためには、国民が国政に関する必要な情報を与えられ、それに基づいて自由に発言・討論できることが不可欠である。すなわち、新聞や放送という報道機関による報道は、主権者たる国民の知る権利に奉仕するという重要な意義を有することから、かかる自由は表現の自由（憲法21条）により保障される（博多駅事件判決に同旨）。

2　取材の自由の意義

判例は上掲博多駅事件で、「取材の自由も、憲法21条の精神に照らし、十分尊重に値する」と述べるにとどめている。しかし、報道は取材・編集・発表という一連の行為によって成立するものであり、取材は報道にとって不可欠の前提をなす重要なものといえる。したがって、取材の自由は報道の自由の一環として憲法21条により保障されると考える。

3　取材の自由の制限

取材の自由も無制約ではなく、かかる自由と衝突する利益との関係で、一定の制約に服する。

(1) 公正な裁判の実現の要請

公正な刑事裁判の実現を保障するために、報道機関の取材活動によって得られたものが、証拠として必要と認められるような場合には、ある程度の制約を受ける。この場合、公正な刑事裁判の実現の要請と、将来の取材の自由が妨げられる程度と報道の自由に及ぼす影響の度合いなどを比較衡量して決せられるべきである。

(2) 法廷における写真撮影、録音等の制限

公判廷の状況を報道するための取材活動でも、その活動が公判廷における審判の秩序を乱し訴訟関係人の正当な利益を不当に害するようなものは許されるべきではない。公判廷における写真の撮影等は、その行われる時、場所等のいかんによっては、このような好ましくない結果を生ずるおそれがあるので、写真撮影の許可等を裁判所の合理的裁量に委ねることが認められると考える（北海タイムス事件決定に同旨）。

(3) 取材源の秘匿

取材活動は、報道機関と情報提供者との信頼関係によって成り立つものであり、取材源を明らかにしないという前提があってはじめて正確な情報の提供を期待できる。したがって、取材源の秘匿は取材の自由の一内容といえる。そこで、裁判において、新聞記者が取材源の秘匿を理由に証言を拒絶できるかが問題となる。

この点、刑事裁判においては、誤判防止の見地から真実発見の要請が高い。したがって、取材源について、司法権の公正な発動につき必要不可欠な証言の義務をも犠牲にしてまで、証言の拒絶を認めるべきではないと考える（石井記者事件判決に同旨）。

これに対し、民事裁判では、刑事裁判に比べて真実の発見の要請はさほど重要ではない。また、取材源の秘密は、取材の自由を確保するために必要なものとして重要な社会的価値を有する。したがって、この価値を考慮してもなお公正な裁判を実現すべき必要性が高く、そのために当該証言を得ることが必要不可欠であるといった事情が認められないかぎり、取材源にかかる証言を拒絶することができると考える（ＮＨＫ記者事件決定に同旨）。

以　上

（約 1250 字）

## 講　評

**難易度：Ｂ［標準］**

表現の自由に関する出題は 2017 年以来、６年ぶりであるが、報道の自由、取材の自由に焦点を当てた出題は、1981 年以降見当たらず、初見である。ただし、両者は有名論点であるし、「博多駅事件」を思い出せば、それなりに書くことができる。問題のメインは取材の自由なので、取材の自由に対する制限を、対立利益との関係でどこまで掘り下げて論述できるかが鍵となる。

報道の自由と取材の自由の意義と価値の違いについては、「報道の自由が表現の自由を規定した憲法 21 条の保障のもとにある」こと、「報道のための取材の自由も、憲法 21 条の精神に照らし十分尊重に値する」とした博多駅事件に従うことが無難だと思われる。なお、解答例では、取材の自由を、多数説に従い、憲法 21 条で保障されるとした。

解答例では、取材の自由の制限を、取材の自由と対立する①公正な裁判の実現の要請、②法廷に

おける写真撮影、録音等の制限、③取材源の秘匿の項目を挙げた。①では博多駅事件に触れることは不可欠といえるが、そのほかに、警察官によるビデオテープの押収が問題となった「ＴＢＳ事件」、検察事務官によるビデオテープの押収が問題となった「日テレ事件」に言及できると加点事由になる。なお、解答時間の制約上、解答例では触れなかったが、上記の項目のほかに、秘密にされるべき国家機密を挙げ、これと取材の自由が衝突した「外務省秘密漏洩事件」に言及すると説得力が増すと思われる。

LEC 東京リーガルマインド

著作権者　株式会社東京リーガルマインド
(C) 2023 TOKYO LEGAL MIND K. K., Printed in Japan
無断複製・無断転載等を禁じます。

KL22725